

全建事発第 015 号
令和 6 年 4 月 25 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の運用について（一部改正）

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、厚生労働省では、今般「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について」（令和 2 年 10 月 20 日付け基発 1020 第 4 号）を改正し、令和 6 年 4 月 19 日付け基発 0419 第 1 号「『建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について』の一部改正について」を都道府県労働局宛てに通知した旨、周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・ 01_厚生労働省通知文（基発 0419 第 2 号）一式
- ・ 02_参考資料：官報

【担当】事業部 八重樫

TEL：03-3551-9396

FAX：03-3555-3218

E-mail：jigyo@zenken-net.or.jp